

業務委託仕様書

1. 業務名

北薩・天草周遊旅行商品造成事業

2. 業務の目的

北薩・天草地域（以下「両地域」という）を一体的な観光エリアとし、歴史や文化、自然を体感できる周遊旅行商品の造成を促進することで、両地域の認知度向上を図るとともに、双方の誘客拡大を図り、継続的な誘客を促進することを目的とする。

※北薩地域とは、鹿児島県阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町及び長島町をいい、天草地域とは、天草市、上天草市、苓北町をいう。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月7日（金）まで

5. 委託業務の内容

以下に掲げる業務を行うこと。なお、詳細については委託者と協議のうえ決定すること。

(1) 旅行商品の造成・販売

- ・両地域を周遊する旅行商品（1泊2日、福岡発着も可）を3プラン程度造成、催行すること。
- ・催行時期は、令和7年1月頃～2月頃とすること。
- ・造成する旅行商品は、両地域の魅力を満喫できる内容とすること。
- ・企画した旅行商品については、受託者において募集・受注・手配・精算を行うこと。
- ・参加人数が0人の場合のみ催行を取りやめ、旅行を催行しなかった場合の企画、事前広報、募集等その時点ですでに実施済みの費用は委託費に含めるものとする。

(2) 広報

- ・主要ターゲットは、福岡・熊本地域のF3層、M3層の客層とすること。
- ・(1)で造成した旅行商品について、主要ターゲットに対して効果的な広報を実施し、集客に努めること。

(3) アンケートの実施

- ・旅行商品の参加者に対するアンケートを作成し、実施すること。
- ・アンケート内容については、委託者と協議すること。
- ・アンケート結果についてとりまとめ、報告すること。
- ・報告にあたっては、周遊ルートとしての課題の抽出等を行い、当該課題に対する改善策も含めて報告すること。

6. 事業報告及び成果品等の提出

事業終了後、次に掲げる資料及び成果品等について、速やかに提出すること。

- ・ 事業実績報告書（冊子1部及び電子データ）
- ・ 広報物等（紙ベース及び電子データ）
- ・ アンケート分析結果（電子データ）

7. 著作権

- ・ 受託者が本業務にて制作した成果物の著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者が必要なものに利用することができるものとする。
- ・ 受託者は本業務にて制作した成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しない。
- ・ 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・ 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8. その他

- ・ 本仕様書記載の委託業務の内容は、企画提案のために設定したものであり、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。
- ・ 業務着手に先立ち、実施計画書（実施内容、スケジュール、推進体制等）、責任者及び担当者的名簿（氏名、役職、連絡先）を北薩・天草広域観光推進協議会に提出すること。
- ・ その他委託業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、北薩・天草広域観光推進協議会事務局及び受託者の協議で決定する。